

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発行日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例施行規則	1
◎高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	3
◎高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	5
訓 令	
◎高知県当直規程の一部を改正する訓令	6

規 則

高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第10号

高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県行政不服審査法関係手数料徴収条例（平成28年高知県条例第5号。以下「条例」という。）の規定に基づき、行政不服審査法施行令（平成27年政令第91号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の求めに係る書面)

第2条 政令第10条（政令第23条において読み替えて準用する場合を含む。）の書面は、別記第1号様式によるものとする。

(手数料の減免の申請)

第3条 条例第3条の規定に基づき手数料の減額又は免除を受けようとする者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項又は同法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定に基づき提出書類等の写し等又は提出資料の写し等の交付を求めるときに、併せて当該減額又は免除を求め旨及びその理由を記載した書面を審理員若しくは審査庁又は高知県行政不服審査会（以下「審理員等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の書面には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面その他経済的困難その他特別な理由があることの事実を証明する書面を添えなければならない。

3 前条の書面は、第1項の書面を兼ねることができる。
(交付の通知)

第4条 審理員等は、提出書類等の写し等又は提出資料の写し等の交付をする際は、交付をする提出書類等の写し等又は提出資料の写し等の種別、交付の方法、日時及び場所並びに交付に係る手数料の額及び納付の方法について書面で通知するものとする。

(手数料の納付の方法)

第5条 前条の通知を受けた者は、別記第2号様式による手数料納付書に高知県収入証紙を貼付し、当該審理員等に提出しなければならない。

(送付による交付に係る実費負担)

第6条 政令第14条第1項（政令第23条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき提出書類等の写し等又は提出資料の写し等の交付を送付により受けようとする者は、当該送付に要する費用として郵便料金を負担しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第11号

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則（昭和24年高知県規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中

「

1 件につき1,190円
1 件につき1,120円

」

を

「

1 件につき1,340円
1 件につき1,260円

」

に、「1,410円」を「1,560円」に、「1,040円」を「1,190円」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第12号

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年高知県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1計測機器の項中

ロジックアナライザ	1 台	1 時間につき1,290円	、
シンクロスコープ	1 台	1 時間につき1,260円	、
ファンクションジェネレータ	1 台	1 時間につき1,320円	、
マイクロハイスコープ	1 台	1 時間につき880円	及び
歪み計測装置	1 台	1 時間につき1,950円	を 削
動的粘弾性測定装置	1 台	1 時間につき1,480円	を
動的粘弾性測定装置	1 台	1 時間につき1,480円	に 改
歪み測定装置	1 台	1 時間につき1,020円	」
め、同表分析機器の項中			
ダブルビーム分光光度計	1 台	1 時間につき1,110円	を 削
エネルギー分散型X線分析装置	1 台	1 時間につき5,640円	を
ガスクロマトグラフ質量分析装置	1 台	1 時間につき7,030円	」

ガスクロマトグラフ質量分析装置	1台	1時間につき4,070円	に改 め、同表加工機器の項中
マシニングセンター	1台	1時間につき1,480円	
超急速凍結庫	1台	1時間につき1,730円	
電気式溶融炉	1台	1時間につき4,840円	
柑 ^{かん} 橘 ^{きつ} 果皮用スライサー	1台	1時間につき600円	、 及び を削 り、 を に改め る。
柑 ^{かん} 橘 ^{きつ} 果皮用スライサー	1台	1時間につき600円	
超低温恒温恒湿試験器	1台	24時間につき5,040円	
超急速凍結機	1台	1時間につき1,490円	
射出成型機	1台	1時間につき2,560円	に改め
別表第2 物理化学試験の項中			
クリープメーター試験	1試料	1項目につき6,740円	を 「
クリープメーター試験	1試料	1項目につき6,740円	
破砕試験	1試料	1時間につき5,040円	
精油抽出試験	1試料	1時間につき5,740円	
に改め、同表機械金属材料試験の項中			
材料試験	強度試験	1試料	1項目につき2,140円
	硬さ試験	1試料	1項目につき2,140円
	硬さ分布試験	1試料	1項目につき3,920円

曲げ試験	簡易なもの	1試料	1項目につき840円	
	万能材料試験機によるもの	1試料	1項目につき2,140円	
	精密万能材料試験機によるもの	1試料	1項目につき4,780円 (1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに880円を加算する。)	
引張試験		1試料	1項目につき4,780円 (1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに880円を加算する。)	
	圧縮試験	1試料	1項目につき4,780円 (1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに880円を加算する。)	
材料試験	引張試験	万能試験機によるもの	1試料	1項目につき2,140円
		精密万能材料試験機によるもの	1試料	1項目につき4,780円 (1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに880円を加算する。)
	圧縮試験	万能試験機によるもの	1試料	1項目につき2,140円
精密万能材料試験機によるもの		1試料	1項目につき4,780円 (1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに880円を加算する。)	
曲げ試験	簡易なもの	1試料	1項目につき840円	

高知県規則第13号

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成7年高知県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1 抄紙加工機の項中

スーパーキャレンダー	1台	1時間につき1,320円
超音波アトマイザー	1台	1時間につき900円

を

超音波アトマイザー	1台	1時間につき900円
サンプルローラーカード機	1台	1時間につき690円
スリッター	1台	1時間につき1,160円

に改める。

別表第2 物理化学試験の項中

赤外線サーモグラフィによる熱画像測定試験	1件	1,360円
----------------------	----	--------

を

赤外線サーモグラフィによる熱画像測定試験	1件	1,360円
水解性評価試験	1試料	4,680円

に改め、同表原料処理試験の項中

オゾン水実験装置による処理試験	1件	4,750円
-----------------	----	--------

を

オゾン水実験装置による処理試験	1件	4,750円
セルロースナノファイバー製造装置による処理試験	1件	15,280円

に改め、同表加工試験の項中

スーパーキャレンダーによる処理試験	1時間	2,560円
-------------------	-----	--------

万能試験機によるもの	1試料	1項目につき2,140円
精密万能材料試験機によるもの	1試料	1項目につき4,780円 (1試料につき1項目増すと又は1項目につき1試料増すごとに880円を加算する。)
衝撃試験	1試料	1項目につき2,140円
硬さ試験	1試料	1項目につき2,140円
硬さ分布試験	1試料	1項目につき3,920円

に、「1箇所につき7,400円（1箇所増すごとに1,530円を加算する。）」を「1箇所につき5,460円（1箇所増すごとに1,670円を加算する。）」に改め、同表前処理手数料の項中「650円」を「900円」に、「1,430円」を「1,820円」に、「3,610円」を「4,510円」に改める。

別記第7号様式中

成績報告書又は証明書の交付希望の有無	有（英語表記によるもの（必要・不要））・無
--------------------	-----------------------

を

成績報告書又は証明書の交付希望の有無	有・無
--------------------	-----

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。
- この規則による改正前の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後の高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

を削り、

「	テーブルコーターによる加工試験	1 時間	7,230円	」
---	-----------------	------	--------	---

を

「	テーブルコーターによる加工試験	1 時間	7,230円	」
	スリッターによる加工試験	1 時間	6,880円	

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行後においてこの規則による改正前の高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により納付すべき使用料及び手数料については、なお従前の例による。

訓 令

高知県訓令第2号

各出先機関

高知県当直規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成28年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県当直規程の一部を改正する訓令

高知県当直規程（昭和39年5月高知県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に定める県の」を「に規定する」に改める。

第3条第2項中「別に」を削る。

第4条第1項中「次の各号に該当する」を「次に掲げる」に改め、同条第2項ただし書中「必要であると」を「必要があると」に改める。

第5条第2項ただし書中「別表第1第6号及び第7号に該当する」を「別表第1第6号又は第7号に掲げる事業に係る」に改める。

第6条第1項中「同条同項ただし書きの規定に該当する出先機関にあっては」を「同項ただし書の出先機関であって」に改める。

第8条第1号中「第9条の2第1項及び第3項」を「第9条の2第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第10条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3号ア中「すみやかに名あて人」を「速やかに名宛人」に改め、同号イ中「異議の申立て、入札及び許認可、」を「不服申立て、入札、許認可」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第11条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「第3条」を「第3条各号」に、「引き継ぎが終るまで」を「引継ぎが終わるまで」に改め、同条第4号中「整理整とんし」を「整理整頓し」に改める。

第12条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第1号中「高知県当直規程」を「この規程」に改め、同条第8号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第13条中「この規程」を「この規程の規定」に改める。

第14条中「別に」を削る。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第5条関係)

(その1)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

(出先機関の長名)

当直勤務 (実施) 申請書

当直勤務の区分	日直・宿直			宿泊設備の有無		有・無		職員総数 (人)	男	女	計
	日直	男	女	計	1回の当直人員 (人)	日直	宿直		勤務場所		
当直勤務に従事する職員数 (人)	日直	男	女	計	1回の当直人員 (人)	日直	宿直				
当直勤務時間の特例	宿直	男	女	計	当直勤務を免除する職員						
職員が6人以下の出先機関で当直勤務を実施する特別な理由					監視又は断続的な勤務に従事する職員に当直勤務を命ずる場合						
長が定める当直業務の概要、当直員の服務心得等					臨時に当直員を増員する場合						
備考											
許可行政官庁名					許可年月日及び許可番号				年 月 日 第 号		

- 備考 1 この申請書は、常時当直勤務を実施しようとする出先機関については、2部提出する。
- 2 「当直勤務に従事する職員数」欄及び「1回の当直人員」欄は、常時勤務に服する職員数を記入し、特別な事由のある場合の当直勤務に従事する職員又は臨時に増員する場合の職員を除く。
- 3 「備考」欄は、同一庁舎の当直勤務を2以上の出先機関の職員が行う場合に関係出先機関名を列記する。
- 4 「許可年月日及び許可番号」欄は、既に行政官庁の許可を受けている出先機関を除き、承認を受けようとする際は記入を要しない。
- 5 2以上の場所に当直員を配置しようとする出先機関で、当直に従事する職員を区分しているときは、それぞれについてこの申請書を作成する。

(その2)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

(出先機関の長名)

当直勤務 (臨時) 申請書

職員総数 (人)	男	女	計	当直勤務に従事することができる職員数 (人)	男	女	計	宿泊設備の有無	有・無
臨時に当直勤務を行う場合	日直			1回の当直人員 (予定) (人)	日直			勤務場所	
	宿直				宿直				
当直勤務時間の特例									
臨時に当直員を置く期間又は年間延べ日数									
長が定める当直業務の概要、当直員の服務心得、当直勤務の免除者等									
許可行政官庁名					許可年月日及び許可番号			年 月 日 第 号	

- 備考 1 この申請書は、特別な事情により臨時に当直勤務を実施しようとする出先機関については、2部提出する。
- 2 「臨時に当直員を置く期間又は年間延べ日数」欄は、予定期間又は推定日数を記入する。
- 3 「許可年月日及び許可番号」欄は、承認を受けようとする際は記入を要しない。

(その3)

第 号
年 月 日

高知県知事 様

(出先機関の長名)

当直勤務（不実施）申請書

職員総数（人）	男	女	計	当直勤務に従事することができる職員数（人）	男	女	計	宿泊設備の有無	有・無
当直勤務実施の基準に該当しない理由									

備考 この申請書は、高知県当直規程第4条第1項各号の規定に該当すると認められる出先機関については、2部提出する。

第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

(出先機関の長名) 印

継続的な宿直又は日直勤務許可申請書

事業の種類		事業の名称		事業所の所在地	
宿直	総員数	1回の宿直員数	宿直勤務の開始及び終了の時刻	一定期間における1人の宿直回数	1回の宿直手当
	就寝設備				
	勤務の態様				
日直	総員数	1回の日直員数	日直勤務の開始及び終了の時刻	一定期間における1人の日直回数	1回の日直手当
	勤務の態様				

第3号様式（第10条関係）

事務連絡簿

いつ	年 月 日		午前・午後	時 分	来訪・電話	
どこの	どなた	電話番号（ ）		から	回答	要・不要
用件						
宛先	様	確認印		当直員氏名		

第4号様式（第10条関係）

郵便物等收受簿

日付	郵便物等の区分	宛先	発信人	受領印

第5号様式（第10条関係）

当直勤務票

当直勤務命令					当直勤務報告	
所長	日付（曜日）	当直区分	当直員	当直員	所長確認印	当直員氏名印
勤務の概要	業務処理の状況					
	警備取締りの状況					
当直勤務命令					当直勤務報告	
所長	日付（曜日）	当直区分	当直員	当直員	所長確認印	当直員氏名印
勤務の概要	業務処理の状況					
	警備取締りの状況					

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の高知県当直規程別記様式は、この訓令による改正後の高知県当直規程の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。